

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成30年 2月 2日（金）

担当課：健康福祉部 介護保険課

件 名：（仮称）大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の制定について	
提出理由：医療介護総合確保推進法の制定により、介護保険法が一部改正されたことに伴い、（仮称）大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例及び同規則を制定するにあたり、その内容について了承を得るため	
内 容： 1. 背景等 ・高齢化の進展に伴い、国は平成26年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（以下「医療介護総合確保推進法」という。）」を制定し、地域包括ケアシステムの構築を図ること等を目的として介護保険法を改正した。 ・これにより、平成30年4月に、居宅介護支援事業者の指定権限が、都道府県から市町村へ移譲されることとなり、市町村は、人員等の基準について条例に定めることが義務付けられた。 ・市町村による条例の制定時期については、平成30年4月から1年間の経過措置があり、条例制定までの間は、平成30年3月31日に都道府県において施行されている基準条例を市町村の条例とみなすことが、医療介護総合確保推進法に規定されている。 ・しかしながら、平成30年1月に都道府県の基準条例の根拠となっている厚生労働省令「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（以下「省令」という。）が改正され、施行日が4月1日となった。 ・このため、都道府県の基準条例を市町村の条例とみなすことができなくなったことから、（仮称）大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を制定する必要がある。 2. 条例制定等の考え方 ・条例の制定にあたっては、省令に従うべき基準と参酌すべき基準が定められている。	・参酌すべき基準については、これまでも省令で定める基準に基づいて神奈川県が事業者の指定を行ってきたが、特段の問題は生じてこなかったことから、原則として省令で定める基準を条例及び規則に規定する。 ・省令では、記録の整備のうち保存期間について2年間と定めているが、介護報酬の過払返還請求の時効や本市の他のサービスとの整合を図るため、神奈川県と同様に5年間と定める。 ・本市が従来から指定権限を持っている他のサービスの規定方法に倣い、条例では「基本方針」「事業者の基準」を、規則では「人員」「運営」「基準該当」を規定する。 3. 条例及び規則の内容 (1) 条例で定める内容 ・趣旨 ・定義 ・基本方針 ・指定居宅介護支援事業者の基準 ・規則への委任 (2) 規則で定める内容 ・人員に関する基準 ・運営に関する基準 ・基準該当居宅介護支援に関する基準 4. 県内各市の状況（政令・中核市以外） ・全ての市が独自基準を定める予定となっており、記録の保存期間については、本市と同様5年間とすることとしている。
経 過 H26.6 介護保険法の改正 H30.1 国基準省令の改正	今後の予定 H30.2 議案提出 H30.4 居宅介護支援事業者の指定権限移譲 条例及び規則の施行